

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（平成30年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和元年10月版）」として、令和元年10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30. 10版の頁数)
I 土木工事共通仕様書 (本文)		
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則	
第1節 総則 1-1-1-2 用語の定義 18. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 <u>ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、署名または押印がなくても有効とする。</u>	第1節 総則 1-1-1-2 用語の定義 18. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする	I - 6
1-1-1-6 施工計画書 <u>6. 受注者は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。</u>	1-1-1-6 施工計画書	I - 9
1-1-1-8 コリنزへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」等の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録内容確認書」は、コリنز登録時に工事監督員にメール送信される。 <u>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（閉庁日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</u> <u>また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請登録しなければならない。</u>	1-1-1-8 コリنزへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報を「登録のための確認のお願い」により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）」の変更）時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録のための確認のお願い」については、工事監督員が記名・押印した原本を受注者が保管し、複製を発注者が保管するものとする。 また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに工事監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	I - 9

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																																																																																				
<p>1-1-1-38 安全管理 1. 交通安全管理</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(平成29年4月21日内閣府・国土交通省令第2号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)、「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)及び「Ⅲ付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1-1-1-38 安全管理 1. 交通安全管理</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(平成28年7月15日内閣府・国土交通省令第2号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)、「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)及び「Ⅲ付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	I - 32																																																																																																				
<p>1-1-1-39 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>(1) 地方自治法</td><td>(平成29年6月改正 法律第74号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(平成26年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td></tr> <tr><td>(4) 労働基準法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(平成30年7月改正 法律第78号)</td></tr> <tr><td>(6) 作業環境測定法</td><td>(平成26年5月改正 法律第41号)</td></tr> <tr><td>(7) じん肺法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(平成30年5月改正 法律第31号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(平成30年7月改正 法律第79号)</td></tr> <tr><td>(11) 中小企業退職金共済法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(平成30年3月改正 法律第6号)</td></tr> <tr><td>(15) 道路交通法</td><td>(平成30年6月改正 法律第41号)</td></tr> <tr><td>(16) 道路運送法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(平成29年5月改正 法律第40号)</td></tr> <tr><td>(18) 砂防法</td><td>(平成25年11月改正 法律第76号)</td></tr> <tr><td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(平成26年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(21) 海岸法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(22) 港湾法</td><td>(平成29年6月改正 法律第55号)</td></tr> <tr><td>(23) 港則法</td><td>(平成29年6月改正 法律第55号)</td></tr> <tr><td>(24) 水路業務法</td><td>(平成30年12月改正 法律第95号)</td></tr> <tr><td>(25) 漁港漁場整備法</td><td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成29年6月改正 法律第74号)	(2) 建設業法	(平成26年6月改正 法律第45号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(5) 労働安全衛生法	(平成30年7月改正 法律第78号)	(6) 作業環境測定法	(平成26年5月改正 法律第41号)	(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成30年5月改正 法律第31号)	(10) 健康保険法	(平成30年7月改正 法律第79号)	(11) 中小企業退職金共済法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成30年7月改正 法律第71号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(14) 道路法	(平成30年3月改正 法律第6号)	(15) 道路交通法	(平成30年6月改正 法律第41号)	(16) 道路運送法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(17) 道路運送車両法	(平成29年5月改正 法律第40号)	(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	(19) 地すべり等防止法	(平成26年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(21) 海岸法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(22) 港湾法	(平成29年6月改正 法律第55号)	(23) 港則法	(平成29年6月改正 法律第55号)	(24) 水路業務法	(平成30年12月改正 法律第95号)	(25) 漁港漁場整備法	(平成26年6月改正 法律第69号)	<p>1-1-1-39 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>(1) 地方自治法</td><td>(平成29年6月改正 法律第74号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td></tr> <tr><td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td></tr> <tr><td>(4) 労働基準法</td><td>(平成27年5月改正 法律第31号)</td></tr> <tr><td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(平成27年5月改正 法律第17号)</td></tr> <tr><td>(6) 作業環境測定法</td><td>(平成26年6月改正 法律第82号)</td></tr> <tr><td>(7) じん肺法</td><td>(平成26年6月改正 法律第82号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(平成28年6月改正 法律第63号)</td></tr> <tr><td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(平成27年5月改正 法律第17号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(平成29年6月改正 法律第52号)</td></tr> <tr><td>(11) 中小企業退職金共済法</td><td>(平成28年6月改正 法律第66号)</td></tr> <tr><td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(平成28年5月改正 法律第47号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(平成28年11月改正 法律第89号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(平成28年3月改正 法律第19号)</td></tr> <tr><td>(15) 道路交通法</td><td>(平成27年9月改正 法律第76号)</td></tr> <tr><td>(16) 道路運送法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(平成28年11月改正 法律第86号)</td></tr> <tr><td>(18) 砂防法</td><td>(平成25年11月改正 法律第76号)</td></tr> <tr><td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(平成27年5月改正 法律第22号)</td></tr> <tr><td>(21) 海岸法</td><td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td></tr> <tr><td>(22) 港湾法</td><td>(平成28年5月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(23) 港則法</td><td>(平成28年5月改正 法律第42号)</td></tr> <tr><td>(24) 水路業務法</td><td>(平成19年6月改正 法律第77号)</td></tr> <tr><td>(25) 漁港漁場整備法</td><td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成29年6月改正 法律第74号)	(2) 建設業法	(平成26年6月改正 法律第69号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(平成27年5月改正 法律第31号)	(5) 労働安全衛生法	(平成27年5月改正 法律第17号)	(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)	(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)	(8) 雇用保険法	(平成28年6月改正 法律第63号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成27年5月改正 法律第17号)	(10) 健康保険法	(平成29年6月改正 法律第52号)	(11) 中小企業退職金共済法	(平成28年6月改正 法律第66号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成28年5月改正 法律第47号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成28年11月改正 法律第89号)	(14) 道路法	(平成28年3月改正 法律第19号)	(15) 道路交通法	(平成27年9月改正 法律第76号)	(16) 道路運送法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(17) 道路運送車両法	(平成28年11月改正 法律第86号)	(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	(19) 地すべり等防止法	(平成26年6月改正 法律第69号)	(20) 河川法	(平成27年5月改正 法律第22号)	(21) 海岸法	(平成26年6月改正 法律第69号)	(22) 港湾法	(平成28年5月改正 法律第45号)	(23) 港則法	(平成28年5月改正 法律第42号)	(24) 水路業務法	(平成19年6月改正 法律第77号)	(25) 漁港漁場整備法	(平成26年6月改正 法律第69号)	I - 34 I - 35 I - 36
(1) 地方自治法	(平成29年6月改正 法律第74号)																																																																																																					
(2) 建設業法	(平成26年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																																																																					
(4) 労働基準法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																																					
(5) 労働安全衛生法	(平成30年7月改正 法律第78号)																																																																																																					
(6) 作業環境測定法	(平成26年5月改正 法律第41号)																																																																																																					
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																																					
(8) 雇用保険法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																																					
(9) 労働者災害補償保険法	(平成30年5月改正 法律第31号)																																																																																																					
(10) 健康保険法	(平成30年7月改正 法律第79号)																																																																																																					
(11) 中小企業退職金共済法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																																					
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																																																																																					
(14) 道路法	(平成30年3月改正 法律第6号)																																																																																																					
(15) 道路交通法	(平成30年6月改正 法律第41号)																																																																																																					
(16) 道路運送法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(17) 道路運送車両法	(平成29年5月改正 法律第40号)																																																																																																					
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)																																																																																																					
(19) 地すべり等防止法	(平成26年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(20) 河川法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(21) 海岸法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(22) 港湾法	(平成29年6月改正 法律第55号)																																																																																																					
(23) 港則法	(平成29年6月改正 法律第55号)																																																																																																					
(24) 水路業務法	(平成30年12月改正 法律第95号)																																																																																																					
(25) 漁港漁場整備法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																																																																					
(1) 地方自治法	(平成29年6月改正 法律第74号)																																																																																																					
(2) 建設業法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																																																																					
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																																																																					
(4) 労働基準法	(平成27年5月改正 法律第31号)																																																																																																					
(5) 労働安全衛生法	(平成27年5月改正 法律第17号)																																																																																																					
(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)																																																																																																					
(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)																																																																																																					
(8) 雇用保険法	(平成28年6月改正 法律第63号)																																																																																																					
(9) 労働者災害補償保険法	(平成27年5月改正 法律第17号)																																																																																																					
(10) 健康保険法	(平成29年6月改正 法律第52号)																																																																																																					
(11) 中小企業退職金共済法	(平成28年6月改正 法律第66号)																																																																																																					
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(平成28年5月改正 法律第47号)																																																																																																					
(13) 出入国管理及び難民認定法	(平成28年11月改正 法律第89号)																																																																																																					
(14) 道路法	(平成28年3月改正 法律第19号)																																																																																																					
(15) 道路交通法	(平成27年9月改正 法律第76号)																																																																																																					
(16) 道路運送法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																																																					
(17) 道路運送車両法	(平成28年11月改正 法律第86号)																																																																																																					
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)																																																																																																					
(19) 地すべり等防止法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																																																																					
(20) 河川法	(平成27年5月改正 法律第22号)																																																																																																					
(21) 海岸法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																																																																					
(22) 港湾法	(平成28年5月改正 法律第45号)																																																																																																					
(23) 港則法	(平成28年5月改正 法律第42号)																																																																																																					
(24) 水路業務法	(平成19年6月改正 法律第77号)																																																																																																					
(25) 漁港漁場整備法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																																																																					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30. 10版の頁数)
(26) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	(26) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	
(27) 航空法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(27) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号)	
(28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	(28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	
(29) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(29) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)	
(30) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)	(30) 森林法 (平成28年5月改正 法律第47号)	
(31) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	(31) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)	
(32) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(32) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)	
(33) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(33) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号)	
(34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(35) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(35) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号)	
(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成29年6月改正 法律第61号)	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号)	
(39) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)	(39) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(40) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	
(41) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)	(41) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号)	
(42) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)	(42) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号)	
(43) 測量法 (平成29年5月改正 法律第41号)	(43) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)	
(44) 建築基準法 (平成30年6月改正 法律第67号)	(44) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号)	
(45) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(45) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第55号)	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	
(47) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(47) 土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)	
(48) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(48) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
(49) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(49) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	
(50) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	(50) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	
(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第73号)	
(52) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	(52) 船員法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(54) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	(54) 船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(55) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(55) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(56) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(56) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	
(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	
(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	
(60) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(60) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(61) 漁業法 (平成30年7月改正 法律第75号)	(61) 漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号)	
(62) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(62) 空港法 (平成25年11月改正 法律第76号)	
(63) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(63) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(64) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(64) 厚生年金保険法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(65) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(65) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30. 10版の頁数)
<p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(67) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(68) 職業安定法 (平成30年7月改正 法律第91号)</p> <p>(69) 所得税法 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(70) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(71) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)</p> <p>(73) 電波法 (平成30年5月改正 法律第24号)</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(76) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)</p> <p>(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)</p> <p>(80) 警備業法 (平成30年5月改正 法律第33号)</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(83) 都市計画法 (平成30年4月改正 法律第22号)</p> <p>(84) 土地収用法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(85) 民法 (平成30年7月改正 法律第72号)</p> <p>(86) 地方税法 (平成30年3月改正 法律第3号)</p> <p>(87) 電気通信事業法 (平成30年5月改正 法律第24号)</p>	<p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(67) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(68) 職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(69) 所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(70) 水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(71) 船員保険法 (平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72) 著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(73) 電波法 (平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(76) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)</p> <p>(80) 警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(83) 都市計画法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(84) 土地収用法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(85) 民法 (平成29年6月改正 法律第44号)</p> <p>(86) 地方税法 (平成29年12月改正 法律第84号)</p> <p>(87) 電気通信事業法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p>	<p>I - 48</p>
<p>令和 年 月 日</p> <p>請負工事社内検査実施結果報告書 (第 回)</p> <p style="margin-left: 100px;">受注者 住所 氏 名</p> <p>工事番号</p> <p>工事名</p>	<p>平成 年 月 日</p> <p>請負工事社内検査実施結果報告書 (第 回)</p> <p style="margin-left: 100px;">受注者 住所 氏 名</p> <p>工事番号</p> <p>工事名</p>	<p>I - 48</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																																																																												
第2章 材料	第2章 材料																																																																																													
<p>第5節 骨材 1-2-5-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>5. 鉄鋼スラグ <u>(路盤材用)</u> の規格は、表2-9の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-9 鉄鋼スラグ <u>(路盤材用)</u> の規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧 縮強さ MPa</th> <th>単位容積 質量 kg/</th> <th>呈色 判定 試験</th> <th>水浸 膨張比 %</th> <th>エージング 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M S</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.0以下</u></td> <td><u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u></td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.0以下</u></td> <td><u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u></td> </tr> <tr> <td>C S</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td><u>1.0以下</u></td> <td><u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 <u>[注3] エージング方法には、空気及び水による大気エージング（通常エージングともいう）と、蒸気による蒸気エージング（促進エージングともいう）とがある。</u> <u>[注4] エージングとは、高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用し、高炉徐冷スラグで呈色判定試験で呈色なしの場合のエージング期間は上表によらないものとする。</u> <u>[注5] MS、HMS、CSに用いる製鋼スラグについて、電気炉系スラグを3ヶ月以上大気エージングした結果、水浸膨張比が0.6%以下となった場合は、施工実績等を参考にして、膨張性が安定したことを十分確認できれば、上表の大気エージング期間を短縮することができる。</u></p> <p>6. 製鋼スラグ <u>(加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用)</u> の規格は、表2-10の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-10 製鋼スラグ <u>(加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり 減量 (%)</th> <th>水浸 膨張比 (%)</th> <th>エージング 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C S S</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td><u>大気エージング¹⁾3ヶ月以上</u></td> </tr> <tr> <td>S S</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td><u>大気エージング¹⁾3ヶ月以上</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 <u>[注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（大気エージング）をいう。</u></p>	呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質量 kg/	呈色 判定 試験	水浸 膨張比 %	エージング 期間	M S	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	<u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u>	HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	<u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u>	C S	30以上	—	—	呈色なし	<u>1.0以下</u>	<u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u>	呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期間	C S S	—	—	50以下	2.0以下	<u>大気エージング¹⁾3ヶ月以上</u>	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	<u>大気エージング¹⁾3ヶ月以上</u>	<p>第5節 骨材 1-2-5-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>5. 鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧 縮強さ MPa</th> <th>単位容積 質量 kg/</th> <th>呈色 判定 試験</th> <th>水浸 膨張比 %</th> <th>エージング 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M S</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5 以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>C S</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>6. 製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-10 製鋼スラグの規格)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重 (g/cm³)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり 減量 (%)</th> <th>水浸 膨張比 (%)</th> <th>エージング 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C S S</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>S S</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 [注2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。 [注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p>	呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質量 kg/	呈色 判定 試験	水浸 膨張比 %	エージング 期間	M S	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	C S	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上	呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期間	C S S	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上	I - 66
呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質量 kg/	呈色 判定 試験	水浸 膨張比 %	エージング 期間																																																																																								
M S	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	<u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u>																																																																																								
HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	<u>1.0以下</u>	<u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u>																																																																																								
C S	30以上	—	—	呈色なし	<u>1.0以下</u>	<u>蒸気エージング¹⁾処理又は 大気エージング²⁾6ヶ月以上</u>																																																																																								
呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期間																																																																																									
C S S	—	—	50以下	2.0以下	<u>大気エージング¹⁾3ヶ月以上</u>																																																																																									
S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	<u>大気エージング¹⁾3ヶ月以上</u>																																																																																									
呼び名	修正 CBR %	一軸圧 縮強さ MPa	単位容積 質量 kg/	呈色 判定 試験	水浸 膨張比 %	エージング 期間																																																																																								
M S	80以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
HMS	80以上	1.2以上	1.5 以上	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
C S	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヶ月以上																																																																																								
呼び名	表乾比重 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期間																																																																																									
C S S	—	—	50以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																																																									
S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヶ月以上																																																																																									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>第7節 鋼材 1-2-7-7 溶接材料</p> <p>(8) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接<u>及びエレクトロスラグ溶接</u>用フラックス)</p>	<p>第7節 鋼材 1-2-7-7 溶接材料</p> <p>(8) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)</p>	I - 77
<p>第8節 セメント及び混和材料 1-2-8-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p> <p>7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p> <p>9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる場合に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u></p>	<p>第8節 セメント及び混和材料 1-2-8-1 一般事項</p> <p>4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p> <p>7. 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。</p> <p>9. 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に当たって、これを用いる場合に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>	I - 84

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																																																								
<p>1-2-8-2 セメント 3. 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-26 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品 質</th> <th style="width: 30%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 表 面 積 cm^2/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性 (どちらか一方)</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャテリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>23 d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱</td> <td>7 d</td> <td style="color: red;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td style="color: red;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 硫 黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全 ア ル カ リ (Na₂O eq) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン %</td> <td>0.035以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na₂O eq) の値を0.6%以下とする。</p>	品 質	規 格	比 表 面 積 cm^2/g	2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性 (どちらか一方)	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	23 d	42.5 以上	水 和 熱	7 d	測定値を報告する	28 d	測定値を報告する	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下	三 酸 化 硫 黄 %	3.5 以下	強 熱 減 量 %	5.0 以下	全 ア ル カ リ (Na ₂ O eq) %	0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン %	0.035以下	<p>1-2-8-2 セメント 3. 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-26 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品 質</th> <th style="width: 30%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 表 面 積 cm^2/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性 (どちらか一方)</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャテリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>23 d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td>酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 硫 黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全 ア ル カ リ (Na₂O eq) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン %</td> <td>0.035以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na₂O eq) の値を0.6%以下とする。</p>	品 質	規 格	比 表 面 積 cm^2/g	2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性 (どちらか一方)	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	23 d	42.5 以上	水 和 熱	7 d	350 以下	28 d	400 以下	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下	三 酸 化 硫 黄 %	3.5 以下	強 熱 減 量 %	5.0 以下	全 ア ル カ リ (Na ₂ O eq) %	0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン %	0.035以下	I - 86
品 質	規 格																																																																									
比 表 面 積 cm^2/g	2,500 以上																																																																									
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																								
	終 結	10 以下																																																																								
安 定 性 (どちらか一方)	パット法	良																																																																								
	ルシャテリエ法 mm	10 以下																																																																								
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																								
	7 d	22.5 以上																																																																								
	23 d	42.5 以上																																																																								
水 和 熱	7 d	測定値を報告する																																																																								
	28 d	測定値を報告する																																																																								
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下																																																																									
三 酸 化 硫 黄 %	3.5 以下																																																																									
強 熱 減 量 %	5.0 以下																																																																									
全 ア ル カ リ (Na ₂ O eq) %	0.75 以下																																																																									
塩 化 物 イ オ ン %	0.035以下																																																																									
品 質	規 格																																																																									
比 表 面 積 cm^2/g	2,500 以上																																																																									
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																								
	終 結	10 以下																																																																								
安 定 性 (どちらか一方)	パット法	良																																																																								
	ルシャテリエ法 mm	10 以下																																																																								
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																								
	7 d	22.5 以上																																																																								
	23 d	42.5 以上																																																																								
水 和 熱	7 d	350 以下																																																																								
	28 d	400 以下																																																																								
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %	5.0 以下																																																																									
三 酸 化 硫 黄 %	3.5 以下																																																																									
強 熱 減 量 %	5.0 以下																																																																									
全 ア ル カ リ (Na ₂ O eq) %	0.75 以下																																																																									
塩 化 物 イ オ ン %	0.035以下																																																																									
<p>1-2-8-3 混和材料 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2013吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。</p>	<p>1-2-8-3 混和材料 5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2013吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。</p>	I - 86																																																																								

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>第9節 セメントコンクリート製品 1-2-9-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、セメントコンクリートのアルカリシリカ反応抑制対策として、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表 5. コンクリートの耐久性向上対策の各項に規定する対策のいずれか一つをとらなければならない。 また、受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行い、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第9節 セメントコンクリート製品 1-2-9-1 一般事項</p> <p>3. 受注者は、セメントコンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策として、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表 5. コンクリートの耐久性向上対策 の各項に規定する対策のいずれか一つをとらなければならない。 また、受注者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行い、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。</p>	I - 88
<p>第14節 道路標識及び区画線 1-2-14-1 道路標識</p> <p>2. 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板</p>	<p>第14節 道路標識及び区画線 1-2-14-1 道路標識</p> <p>2. 標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標識板</p>	I - 119

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30. 10版の頁数)																																				
<p>第15節 河川標識 1-2-15-1 河川標識</p> <p>1. 河川標識 河川標識の仕様は、表2-62のものを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-62 河川標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 板</td> <td>・アルミニウム合金板(1,200×1,800×2mm)に30μm以上の塗装(熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装)を施したもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材 文字入れ</td> <td>・リブ横長 4段 ・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用炭素鋼鋼管(STK400)φ76.3×2.8×3, 500mmに亜鉛メッキ(160g/m²以上)及び静電紛体塗装(50μm以上)を施したもの</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにタールエポキシ系塗装30μm以上を施したもの</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>ボルト類</td> <td>・各種ボルトに溶融亜鉛メッキH D Z 35以上を施したもの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 示 板	・アルミニウム合金板(1,200×1,800×2mm)に30μm以上の塗装(熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装)を施したもの		補 強 材 文字入れ	・リブ横長 4段 ・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ		支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管(STK400)φ76.3×2.8×3, 500mmに亜鉛メッキ(160g/m ² 以上)及び静電紛体塗装(50μm以上)を施したもの	JIS G 3444	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにタールエポキシ系塗装30μm以上を施したもの	JIS G 3101	ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキH D Z 35以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	<p>第15節 河川標識 1-2-15-1 河川標識</p> <p>1. 河川標識 河川標識の仕様は、表2-62のものを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-62 河川標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 識 板</td> <td>・アルミニウム合金板(1,200×1,800×2mm)に30μm以上の塗装(熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装)を施したもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材 文字入れ</td> <td>・リブ横長 4段 ・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用炭素鋼鋼管(STK400)φ76.3×2.8×3, 500mmに亜鉛メッキ(160g/m²以上)及び静電紛体塗装(50μm以上)を施したもの</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにタールエポキシ系塗装30μm以上を施したもの</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>ボルト類</td> <td>・各種ボルトに溶融亜鉛メッキH D Z 35以上を施したもの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 識 板	・アルミニウム合金板(1,200×1,800×2mm)に30μm以上の塗装(熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装)を施したもの		補 強 材 文字入れ	・リブ横長 4段 ・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ		支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管(STK400)φ76.3×2.8×3, 500mmに亜鉛メッキ(160g/m ² 以上)及び静電紛体塗装(50μm以上)を施したもの	JIS G 3444	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにタールエポキシ系塗装30μm以上を施したもの	JIS G 3101	ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキH D Z 35以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	<p>I - 123</p>
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																				
標 示 板	・アルミニウム合金板(1,200×1,800×2mm)に30μm以上の塗装(熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装)を施したもの																																					
補 強 材 文字入れ	・リブ横長 4段 ・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ																																					
支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管(STK400)φ76.3×2.8×3, 500mmに亜鉛メッキ(160g/m ² 以上)及び静電紛体塗装(50μm以上)を施したもの	JIS G 3444																																				
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにタールエポキシ系塗装30μm以上を施したもの	JIS G 3101																																				
ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキH D Z 35以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																				
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																				
標 識 板	・アルミニウム合金板(1,200×1,800×2mm)に30μm以上の塗装(熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装)を施したもの																																					
補 強 材 文字入れ	・リブ横長 4段 ・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ																																					
支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管(STK400)φ76.3×2.8×3, 500mmに亜鉛メッキ(160g/m ² 以上)及び静電紛体塗装(50μm以上)を施したもの	JIS G 3444																																				
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにタールエポキシ系塗装30μm以上を施したもの	JIS G 3101																																				
ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキH D Z 35以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																				

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																										
<p>第16節 砂防・地すべり・急傾斜付属物 1-2-16-1 標 識</p> <p>砂防・地すべり・急傾斜用標識は、次表を標準とする。 (1) 砂防標識1号・3号、土石流危険渓流標識、急傾斜・地すべり用標識1号</p> <p style="text-align: center;">表2-65 標識1号・3号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 板</td> <td>・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材</td> <td>・リブ横長 3段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文字入等</td> <td>・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2, 700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m²) 以上を施したもの</td> <td>JIS G 3466 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m²) 以上を施したもの</td> <td>JIS G 3101 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>取付金具等</td> <td>・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m²) 以上を施したもの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 示 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したもの		補 強 材	・リブ横長 3段		文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm		支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2, 700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3466 JIS H 8641	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3101 JIS H 8641	取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m ²) 以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	<p>第16節 砂防・地すべり・急傾斜付属物 1-2-16-1 標 識</p> <p>砂防・地すべり・急傾斜用標識は、次表を標準とする。 (1) 砂防標識1号・3号、土石流危険渓流標識、急傾斜・地すべり用標識1号</p> <p style="text-align: center;">表2-65 標識1号・3号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 識 板</td> <td>・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材</td> <td>・リブ横長 3段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文字入等</td> <td>・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2, 700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m²) 以上を施したもの</td> <td>JIS G 3466 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m²) 以上を施したもの</td> <td>JIS G 3101 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>取付金具等</td> <td>・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m²) 以上を施したもの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 識 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したもの		補 強 材	・リブ横長 3段		文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm		支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2, 700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3466 JIS H 8641	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3101 JIS H 8641	取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m ²) 以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	I - 127
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																										
標 示 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したもの																																											
補 強 材	・リブ横長 3段																																											
文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm																																											
支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2, 700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3466 JIS H 8641																																										
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3101 JIS H 8641																																										
取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m ²) 以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																										
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																										
標 識 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したもの																																											
補 強 材	・リブ横長 3段																																											
文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm																																											
支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2, 700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3466 JIS H 8641																																										
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m ²) 以上を施したもの	JIS G 3101 JIS H 8641																																										
取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m ²) 以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																										
<p>1-2-16-5 砂防堰堤立入防止柵</p> <p>砂防堰堤立入防止柵は、下記のを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-68 立入防止柵</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規格・寸法・形状</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">仕 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">砂 防 堰 堤 立 入 防 止 柵</td> <td style="text-align: center;">W=2.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m²)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=2.5m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>標 示 板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15μm) 南京錠 (ステンレススチール製) を含む</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=3.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>を含む</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上	砂 防 堰 堤 立 入 防 止 柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m ²)	W=2.5m	組	標 示 板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15μm) 南京錠 (ステンレススチール製) を含む	W=3.0m	組	を含む	<p>1-2-16-5 砂防堰堤立入防止柵</p> <p>砂防堰堤立入防止柵は、下記のを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-68 立入防止柵</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規格・寸法・形状</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">仕 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">砂 防 堰 堤 立 入 防 止 柵</td> <td style="text-align: center;">W=2.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m²)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=2.5m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>標 識 板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15μm) 南京錠 (ステンレススチール製) を含む</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=3.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>を含む</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上	砂 防 堰 堤 立 入 防 止 柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m ²)	W=2.5m	組	標 識 板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15μm) 南京錠 (ステンレススチール製) を含む	W=3.0m	組	を含む	I - 130														
名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上																																									
砂 防 堰 堤 立 入 防 止 柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m ²)																																									
	W=2.5m	組	標 示 板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15μm) 南京錠 (ステンレススチール製) を含む																																									
	W=3.0m	組	を含む																																									
名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上																																									
砂 防 堰 堤 立 入 防 止 柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m ²)																																									
	W=2.5m	組	標 識 板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15μm) 南京錠 (ステンレススチール製) を含む																																									
	W=3.0m	組	を含む																																									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
第3章 一般施工	第3章 一般施工	
第2節 共通の工種 1-3-3-1 適用すべき諸基準 (39) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	第2節 共通の工種 1-3-2-1 適用すべき諸基準 (39) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)	I - 148
第3節 共通の工種 1-3-3-2 材 料 4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、 <u>めっきの付着量を両面で</u> $275\text{g}/\text{m}^2$ 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。 <u>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u> <u>ア 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u> <u>イ 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u> <u>ウ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u> 5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (2) 受注者は、 <u>めっきの付着量を</u> ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HD Z 55）の $550\text{g}/\text{m}^2$ （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HD Z 35）の $350\text{g}/\text{m}^2$ （片面の付着量）以上としなければならない。	第3節 共通の工種 1-3-3-2 材 料 4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用（Z 27）の $275\text{g}/\text{m}^2$ （両面付着量）以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。 5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (2) 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HD Z 55）の $550\text{g}/\text{m}^2$ （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HD Z 35）の $350\text{g}/\text{m}^2$ （片面の付着量）以上としなければならない。	I - 149

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																																																																																																																																																																																																												
<p>(9) 予熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-5-2の条件を満たす場合に限り、表3-5-1により予熱することを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-5-1 予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u> <u>SBH500</u> <u>SBHS500W</u></td> <td><u>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td><u>サブマージアーク溶接</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> <tr> <td><u>ガスシールドアーク溶接</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> <td><u>予熱なし</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-5-2 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> <th><u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u></th> <th><u>SBHS500</u> <u>SBHS500W</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> <td><u>0.22以下</u></td> <td><u>0.22以下</u></td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)				板厚区分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u> <u>SBH500</u> <u>SBHS500W</u>	<u>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>サブマージアーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>ガスシールドアーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u>	<u>SBHS500</u> <u>SBHS500W</u>	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下			25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	<u>0.22以下</u>	<u>0.22以下</u>	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下			<p>(9) 予熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-5-1により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-5-2とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-5-1 予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 (°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM490 SM490Y</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3-5-2 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SM400</th> <th>SMA400W</th> <th>SM490 SM490Y</th> <th>SM520 SM570</th> <th>SMA490W SMA570W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.26以下</td> </tr> <tr> <td>25を超え50以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.26以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.27以下</td> </tr> <tr> <td>50を超え100以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.24以下</td> <td>0.27以下</td> <td>0.29以下</td> <td>0.29以下</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)				板厚区分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下	<p>I - 171</p>
鋼種			溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																																																																																										
				板厚区分 (mm)																																																																																																																																																																																																																										
	25以下	25をこえ 40以下		40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																																																																									
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																																																																									
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																									
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																									
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																									
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																									
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																									
<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u> <u>SBH500</u> <u>SBHS500W</u>	<u>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																																																																																									
	<u>サブマージアーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																																																																																									
	<u>ガスシールドアーク溶接</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>	<u>予熱なし</u>																																																																																																																																																																																																																									
鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	<u>SBHS400</u> <u>SBHS400W</u>	<u>SBHS500</u> <u>SBHS500W</u>																																																																																																																																																																																																																							
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																																																																									
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下	<u>0.22以下</u>	<u>0.22以下</u>																																																																																																																																																																																																																							
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																																																																									
鋼種	溶接方法	予熱温度 (°C)																																																																																																																																																																																																																												
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																																																																																												
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																																																																									
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—																																																																																																																																																																																																																									
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																									
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																																																									
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																																																									
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																									
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																																																									
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																																																									
鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W																																																																																																																																																																																																																									
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下																																																																																																																																																																																																																									
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.27以下	0.27以下																																																																																																																																																																																																																									
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.27以下	0.29以下	0.29以下																																																																																																																																																																																																																									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>1-3-3-15 工場塗装工</p> <p>3. 受注者は、気温、湿度の条件が表3-13の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-3-3-15 工場塗装工</p> <p>3. 受注者は、気温、湿度の条件が表3-13の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	I - 178
<p>第4節 基礎工</p> <p>1-3-4-4 既製杭工</p> <p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺地盤及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。 また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> <p>16. 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げるものとする。</p>	<p>第4節 基礎工</p> <p>1-3-4-4 既製杭工</p> <p>11. 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。 また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</p> <p>16. 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引き上げるものとする。</p>	I - 194
<p>1-3-4-5 場所打杭工</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を構造計算上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には工事監督員と協議するものとする。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。 なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p>	<p>1-3-4-5 場所打杭工</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には工事監督員と協議するものとする。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。 なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p>	I - 198
<p>1-3-4-6 深礎工</p> <p>6. 受注者は、深礎工において鉄筋を組立立てる場合は、作業に先立ち仮設計画を作成し、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造計算上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</p>	<p>1-3-4-6 深礎工</p> <p>6. 受注者は、深礎工において鉄筋を組立立てる場合は、作業に先立ち仮設計画を作成し、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</p>	I - 200

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>8. 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、中埋めコンクリートを施工するに当たり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p>	<p>1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>8. 受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、中埋コンクリートを施工するに当たり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p>	I - 203
<p>1-3-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>13. 受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、<u>て</u> 2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。</p>	<p>1-3-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>13. 受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。</p>	I - 205
<p>第6節 一般舗装工 1-3-6-6 コンクリート舗装工</p> <p>9. 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置に当たって、以下の各規定によらなければならない。 (1) 受注者は、<u>コンクリート</u>を締固めるときに、<u>鉄筋</u>をたわませたり移動させたりしてはならない。</p>	<p>第6節 一般舗装工 1-3-6-6 コンクリート舗装工</p> <p>9. 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置に当たって、以下の各規定によらなければならない。 (1) 受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。</p>	I - 222

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>1-5-3-7 コンクリート打込み</p> <p>14. 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定して、これに基づき打設作業を行わなければならない。 また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは、1.5m以下とするものとする。</p> <hr style="border: 1px solid red; margin-top: 20px;"/> <p>18. 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。</p> <p>19. 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱のコンクリートと連続している場合には沈下ひびわれを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打込まなければならない。 また、受注者は、張出し部分をもつ構造物の場合にも同様にして施工しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。</p> <p>21. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。</p> <p>22. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。</p> <p>23. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。 また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。</p> <p>24. 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。 なお、締固めには基本、棒状バイブレータを用いるものとし、作業にあたっては、鉄筋、型枠等に悪影響を与えないようにするとともに、過度の振動により材料分離が生じないように留意しなければならない。 また、薄い壁など棒状バイブレータの使用が困難な場合には型枠バイブレータを併用するものとする。</p>	<p>1-5-3-7 コンクリート打込み</p> <p>14. 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定して、これに基づき打設作業を行わなければならない。 また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m以下とするものとする。</p> <p>18. 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かななければならない。</p> <p>19. 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱のコンクリートと連続している場合には沈下ひびわれを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打込まなければならない。 また、受注者は、張出し部分をもつ構造物の場合にも同様にして施工しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p>22. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。</p> <p>23. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。</p> <p>24. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。 また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。</p> <p>25. 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。 なお、締固めには基本、棒状バイブレータを用いるものとし、作業にあたっては、鉄筋、型枠等に悪影響を与えないようにするとともに、過度の振動により材料分離が生じないように留意しなければならない。 また、薄い壁など棒状バイブレータの使用が困難な場合には型枠バイブレータを併用するものとする。</p>	<p>I - 277 I - 278</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30. 10版の頁数)
<p>25. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、棒状バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。</p> <p>26. 受注者は、根拠内の水は打ち込み前に除かなければならない。また、根拠内に流入する水が新しく打ったコンクリートを洗わないように、適切な処置を講じておかなければならない。</p> <p>27. コンクリート構造物の基礎において、岩盤と接する箇所の余掘り部分は躯体と同一配合のコンクリートを打設するものとする。</p>	<p>26. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、棒状バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。</p> <p>27. 受注者は、根拠内の水は打ち込み前に除かなければならない。また、根拠内に流入する水が新しく打ったコンクリートを洗わないように、適切な処置を講じておかなければならない。</p> <p>28. コンクリート構造物の基礎において、岩盤と接する箇所の余掘り部分は躯体と同一配合のコンクリートを打設するものとする。</p>	
<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保持し、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<u>打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。 <u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保持し、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。</p>	I - 279
<p>1-5-3-9 施工継目</p> <p>1. 受注者は、設計図書で定められていない場所に打継目を設ける場合には、構造物の<u>性能を損なわない</u>ように、位置、方向及び形状等を定め工事監督員の承諾を得て施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、<u>PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、</u>打継面を部材に<u>圧縮力が</u>作用する方向と直角になるよう<u>施工することを原則とする。</u></p> <p>3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝の<u>凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</u></p>	<p>1-5-3-9 施工継目</p> <p>1. 受注者は、設計図書で定められていない場所に打継目を設ける場合には、構造物の強度、耐久性、水密性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び形状等を定め工事監督員の承諾を得て施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p>	I - 279

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>第5節 鉄筋 1-5-5-3 鉄筋の組立て</p> <p>2. 受注者は、<u>鉄筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u> <u>(1) 受注者は、設計図書に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u> <u>なお、必要に応じて設計図書に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</u> <u>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u> <u>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p>	<p>第5節 鉄筋 1-5-5-3 鉄筋の組立</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定める位置に鉄筋を配置し、コンクリートを打つときに動かないよう組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。 また、受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8mm以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。</p>	I - 283
<p>1-5-5-4 鉄筋の継手</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手及び機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を<u>整備及び保管し、工事監督員から請求があった場合には速やかに</u>提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>から</u>これを保護しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、<u>原則</u>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。<u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u></p>	<p>1-5-5-4 鉄筋の継手</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手及び機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p>	I - 284

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
第2編 河川編 第1章 築堤・護岸	第2編 河川編 第1章 築堤・護岸	
第3節 護岸工 2-1-3-14 護岸付属物工 11. <u>じゃかご、ふとんかごの金網について、Φ32mmは仮設工事用に、Φ4.0mmは本工事用に使用するのを標準とする。</u> 12. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	第3節 護岸工 2-1-3-14 護岸付属物工 11. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	I - 310
第4章 水門	第4章 水門	
第2節 適用すべき諸基準 2-4-2-1 適用すべき諸基準 (9) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成29年3月)	第2節 適用すべき諸基準 2-4-2-1 適用すべき諸基準 (9) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月)	I - 343
第5章 堰	第5章 堰	
第4節 可動堰本体工 2-5-4-1 一般事項 2. 受注者は、可動堰本体工の施工に当たっては、 <u>「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会平成28年10月)」</u> 及び、 <u>「国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工」</u> の規定によらなければならない。	第4節 可動堰本体工 2-5-4-1 一般事項 2. 受注者は、可動堰本体工の施工に当たっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工 の規定によらなければならない。	I - 353
第5節 固定堰本体工 2-5-5-1 一般事項 2. 受注者は、固定堰本体工の施工に当たっては、 <u>「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)」</u> 及び、 <u>「国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工」</u> の規定によらなければならない。	第5節 固定堰本体工 2-5-5-1 一般事項 2. 受注者は、固定堰本体工の施工に当たっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準 (案) (平成28年3月) 第7章 施工 の規定によらなければならない。	I - 356

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
第3編 海岸編 第1章 海岸堤防・護岸	第3編 海岸編 第1章 海岸堤防・護岸	
第3節 堤防(護岸)基礎工 3-1-3-1 一般事項 6. 受注者は、堤防(護岸)基礎の施工に当たっては、裏込め材の <u>締固め</u> は締固め機械を用いて施工しなければならない。	第3節 堤防(護岸)基礎工 3-1-3-1 一般事項 6. 受注者は、堤防(護岸)基礎の施工に当たっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	I - 398
第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策	第4編 砂防編 第3章 地すべり・急傾斜対策	
第2節 適用すべき諸基準 4-3-2-1 適用すべき諸基準 (11) 斜面防災対策技術協会 <u>新版</u> 地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)	第2節 適用すべき諸基準 4-3-2-1 適用すべき諸基準 (11) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)	I - 463
第8節 擁壁工 4-3-8-9 落石防護柵工 2. 受注者は、 <u>ワイヤロープ及び金網</u> の設置に当たっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	第8節 擁壁工 4-3-8-9 落石防護柵工 2. 受注者は、ケーブル金網式の設置に当たっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	I - 473
第5編 道路編 第1章 道路改良	第5編 道路編 第1章 道路改良	
第8節 落石雪害防止工 5-1-8-4 落石防護柵工 2. 受注者は、 <u>ワイヤロープ及び金網</u> の設置に当たっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	第8節 落石雪害防止工 5-1-8-4 落石防護柵工 2. 受注者は、ケーブル金網式の設置に当たっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	I - 495

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>第10節 標識工 5-1-10-2 材料</p> <p>4. 受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にひずみの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、標識板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、標識板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	<p>第10節 標識工 5-1-10-2 材料</p> <p>4. 受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にひずみの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、標識板の下地処理に当たっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、標識板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	I - 497
<p>5-1-10-4 大型標識工</p> <p>2. 受注者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p>	<p>5-1-10-4 大型標識工</p> <p>2. 受注者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p>	I - 497
<p>5-1-10-5 道路標識</p> <p>4. 素材加工 (1) 縁曲げ加工する標識板については、板の四すみは、円弧に切断し、グラインダー等で表面をなめらかにしなければならない。</p> <p>5. 塗装 (1) 標識板素材に鋼材を用いる場合には、脱脂、脱錆（酸洗い）を行い、錆酸塩素被膜法等によるさび止めを施し塗装を行わなければならない。</p>	<p>5-1-10-5 道路標識</p> <p>4. 素材加工 (1) 縁曲げ加工する標識板については、板の四すみは、円弧に切断し、グラインダー等で表面をなめらかにしなければならない。</p> <p>5. 塗装 (1) 標識板素材に鋼材を用いる場合には、脱脂、脱錆（酸洗い）を行い、錆酸塩素被膜法等によるさび止めを施し塗装を行わなければならない。</p>	I - 498
第3章 橋梁下部	第3章 橋梁下部	
<p>第4節 橋台工 5-3-4-10 躯体工</p> <p>3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、<u>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護</u>しなければならない。 <u>なお、施工方法に関しては工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第4節 橋台工 5-3-4-10 躯体工</p> <p>3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外の施工方法による場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p>	I - 529

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																												
第4章 橋梁上部	第4章 橋梁上部																													
<p>第3節 工場製作工 5-4-3-2 材 料</p> <p>3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表4-1に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 溶接材料区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u>を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の 機械的性質 <u>(じん性を除く)</u>を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有 する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上 のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、 じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性 及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (2) SM490、<u>SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500</u>を溶接する場合</p>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の 機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有 する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上 のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、 じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性 及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>第3節 工場製作工 5-4-3-2 材 料</p> <p>3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表4-1に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 溶接材料区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の 機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有 する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上 のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、 じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性 及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合</p>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の 機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有 する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上 のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、 じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性 及び耐候性鋼を有する溶接材料	I - 543
	使用区分																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の 機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有 する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上 のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、 じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性 及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
	使用区分																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質 を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の 機械的性質を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有 する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上 のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、 じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性 及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
<p>5-4-3-8 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 イ 受注者は、<u>めっき</u>付着量を<u>両面で</u> 275g/m²以上としなければならない。その場合受注者は、<u>めっき付着量</u>が前記以上であることを確認しなければならない。 ウ 受注者は、<u>熱硬化性</u>アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 イ 受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>5-4-3-8 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合 イ 受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) Z27の275g/m² (両面付着量) 以上とする。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。 ウ 受注者は、<u>熱化性</u>アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 イ 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	I - 547																												

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																																																
<p>第4節 鋼橋架設工 5-4-4-10 現場継手工</p> <p>4. 受注者は、締付けボルト軸力については下記の規定によらなければならない。 (4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け前に、一つの製造ロットから5組の供試体セットを無作為に抽出し行うものとする。試験の結果、平均値が表4-7(1)及び表4-7(2)に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>S14T</u></td> <td><u>M22</u></td> <td><u>299</u></td> </tr> <tr> <td><u>M24</u></td> <td><u>349</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表4-7(1) 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172 ~ 202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212 ~ 249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247 ~ 290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>S14T</u></td> <td><u>M22</u></td> <td><u>311 ~ 373</u></td> </tr> <tr> <td><u>M24</u></td> <td><u>363 ~ 435</u></td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>299</u>	<u>M24</u>	<u>349</u>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172 ~ 202	M22	212 ~ 249	M24	247 ~ 290	<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>311 ~ 373</u>	<u>M24</u>	<u>363 ~ 435</u>	<p>第4節 鋼橋架設工 5-4-4-10 現場継手工</p> <p>4. 受注者は、締付けボルト軸力については下記の規定によらなければならない。 (4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け前に、一つの製造ロットから5組の供試体セットを無作為に抽出し行うものとする。試験の結果、平均値が表4-7(1)及び表4-7(2)に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。</p> <p style="text-align: center;">表4-6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表4-7(1) 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172 ~ 202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212 ~ 249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247 ~ 290</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172 ~ 202	M22	212 ~ 249	M24	247 ~ 290	<p>I - 555 I - 556</p>
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																
F8T B8T	M20	133																																																																
	M22	165																																																																
	M24	192																																																																
F10T S10T B10T	M20	165																																																																
	M22	205																																																																
	M24	238																																																																
<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>299</u>																																																																
	<u>M24</u>	<u>349</u>																																																																
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																
S10T	M20	172 ~ 202																																																																
	M22	212 ~ 249																																																																
	M24	247 ~ 290																																																																
<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>311 ~ 373</u>																																																																
	<u>M24</u>	<u>363 ~ 435</u>																																																																
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																																																
F8T B8T	M20	133																																																																
	M22	165																																																																
	M24	192																																																																
F10T S10T B10T	M20	165																																																																
	M22	205																																																																
	M24	238																																																																
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																																																
S10T	M20	172 ~ 202																																																																
	M22	212 ~ 249																																																																
	M24	247 ~ 290																																																																

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30. 10版の頁数)																							
<p style="text-align: center;">表 4 - 7 (2) 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">セット</th> <th style="width: 15%;">ねじの呼び</th> <th style="width: 70%;">1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (k N)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">S 10T</td> <td style="text-align: center;">M20</td> <td style="text-align: center;">167 ~ 211</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M22</td> <td style="text-align: center;">207 ~ 261</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M24</td> <td style="text-align: center;">241 ~ 304</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>S 14T</u></td> <td style="text-align: center;"><u>M22</u> <u>M24</u></td> <td style="text-align: center;"><u>299 ~ 391</u> <u>349 ~ 457</u></td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (k N)	S 10T	M20	167 ~ 211	M22	207 ~ 261	M24	241 ~ 304	<u>S 14T</u>	<u>M22</u> <u>M24</u>	<u>299 ~ 391</u> <u>349 ~ 457</u>	<p style="text-align: center;">表 4 - 7 (2) 常温時以外 (0~10℃、30~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">セット</th> <th style="width: 15%;">ねじの呼び</th> <th style="width: 70%;">1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (k N)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">S 10T</td> <td style="text-align: center;">M20</td> <td style="text-align: center;">167 ~ 211</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M22</td> <td style="text-align: center;">207 ~ 261</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">M24</td> <td style="text-align: center;">241 ~ 304</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (k N)	S 10T	M20	167 ~ 211	M22	207 ~ 261	M24	241 ~ 304	
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (k N)																							
S 10T	M20	167 ~ 211																							
	M22	207 ~ 261																							
	M24	241 ~ 304																							
<u>S 14T</u>	<u>M22</u> <u>M24</u>	<u>299 ~ 391</u> <u>349 ~ 457</u>																							
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (k N)																							
S 10T	M20	167 ~ 211																							
	M22	207 ~ 261																							
	M24	241 ~ 304																							
<p>5 - 4 - 6 - 2 床版工</p> <p>1. 受注者は、鉄筋コンクリート床版について下記の規定によらなければならない。 (2) <u>受注者は</u>、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について工事監督員と協議するものとする。</p>	<p>5 - 4 - 6 - 2 床版工</p> <p>1. 受注者は、鉄筋コンクリート床版について下記の規定によらなければならない。 (2) 施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について工事監督員と協議するものとする。</p>	I - 563																							
<p>第 8 節 橋梁付属物工 5 - 4 - 8 - 6 橋梁用防護柵工</p> <p><u>1. 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</u></p> <p><u>2. 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u> <u>(2) 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u> <u>(3) 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p>	<p>第 8 節 橋梁付属物工 5 - 4 - 8 - 6 橋梁用防護柵工</p> <p>受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p>	I - 566																							
<p>第 5 章 コンクリート橋上部</p>	<p>第 5 章 コンクリート橋上部</p>																								
<p>第 4 節 橋梁付属物工 5 - 5 - 4 - 1 一般事項</p> <p>5. 受注者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u> (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第 4 節 橋梁付属物工 5 - 5 - 4 - 1 一般事項</p> <p>5. 受注者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	I - 577																							

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>5-5-4-2 プレテンション桁購入工</p> <p>2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、下記の規定により製作されたもの。 イ 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p><u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない</u></p>	<p>5-5-4-2 プレテンション桁購入工</p> <p>2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、下記の規定により製作されたもの。 イ 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。 また、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。</p>	I - 577
<p>5-5-4-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。</p> <p><u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければいけない。</u></p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する___ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>7. プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。 (2) 使用する樹脂<u>またはグラウト</u>は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、___コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有し、コンクリート部材と一体化が図られるものでなければならない。 (4) プレグラウトされたPC鋼材として<u>(1) から (3) を使用して</u>加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。</p>	<p>5-5-4-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>7. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。 (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し、部材コンクリートと一体化が図られるものでなければならない。 (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。</p>	I - 579

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
第6章 トンネル(NATM)	第6章 トンネル(NATM)	
第1節 適用 5-6-1-1 適用 8. 受注者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。 なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、工事監督員と協議するものとする。 また、計測については、設計図書に従い、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、 <u>受注者は</u> 、計測記録を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	第1節 適用 5-6-1-1 適用 8. 受注者は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。 なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、工事監督員と協議するものとする。 また、計測については、設計図書に従い、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	I - 594
第2節 適用すべき諸基準 5-6-2-1 適用すべき諸基準 (19) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	第2節 適用すべき諸基準 5-6-2-1 適用すべき諸基準 (19) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成28年12月)	I - 595
第3節 トンネル掘削工 5-6-3-2 掘削工 <u>9. 切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議し配置不要とすることができる。</u>	第3節 トンネル掘削工 5-6-3-2 掘削工	I - 596

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
第8章 コンクリートシェッド	第8章 コンクリートシェッド	
第2節 適用すべき諸基準 5-8-2-1 適用すべき諸基準 (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成30年3月) (14) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月)	第2節 適用すべき諸基準 5-8-2-1 適用すべき諸基準 (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成25年3月) (14) 土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成25年3月)	I - 631
第12章 道路維持	第12章 道路維持	
第2節 適用すべき諸基準 5-12-2-1 適用すべき諸基準 (11) <u>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編) (平成28年11月)</u> (12) 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月) (13) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月) (14) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	第2節 適用すべき諸基準 5-12-2-1 適用すべき諸基準 (11) 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月) (12) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月) (13) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	I - 666
第5節 道路附属物復旧工 5-12-5-3 付属物復旧工 5. 受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	第5節 道路附属物復旧工 5-12-5-3 付属物復旧工 5. 受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	I - 671

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																												
第13章 道路修繕	第13章 道路修繕																													
第5節 道路構造物修繕工 5-13-5-4 標識修繕工 2. 標識修繕工のうち、路側標識、標識基礎、片持標識柱、門型標識柱、標識板の施工については、1-3-3-9 小型標識工、5-1-10-4 大型標識工の規定によるものとする。	第5節 道路構造物修繕工 5-13-5-4 標識修繕工 2. 標識修繕工のうち、路側標識、標識基礎、片持標識柱、門型標識柱、標識板の施工については、1-3-3-9 小型標識工、5-1-10-4 大型標識工の規定によるものとする。	I - 695																												
第6編 漁港編 第1章 材料	第6編 漁港編 第1章 材料																													
第5節 防食材料 6-1-5-2 電気防食 3. 陽極の陽極電位(閉路電位)は、 <u>-1,050mV以下(vs飽和甘こう電源(SCE))</u> 、発生電流量は <u>2,600A・h/kg</u> 以上とする。	第5節 防食材料 6-1-5-2 電気防食 3. 陽極の電流効率は、90%以上とする。	I - 715																												
第2章 コンクリート	第2章 コンクリート																													
第11節 水中不分離性コンクリート 6-2-11-2 コンクリートの製造 2. 材料の計算 (2) 計量 <u>値の許容差</u> は、1バッチ計量分に対し、「表2-1 計量 <u>値の許容差</u> (水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。 <div style="text-align: center;"> 表2-1 計量<u>値の許容差</u> (水中不分離性コンクリート) </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材料の種類</th> <th style="text-align: center;">最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">セメント</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">骨材</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和材</td><td style="text-align: center;">2※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">水不分離性混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水不分離性混和剤	3	混和剤	3	第11節 水中不分離性コンクリート 6-2-11-2 コンクリートの製造 2. 材料の計算 (2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表2-1 計量の許容誤差 (水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。 <div style="text-align: center;"> 表2-1 計量の許容誤差 (水中不分離性コンクリート) </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材料の種類</th> <th style="text-align: center;">最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">セメント</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">骨材</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和材</td><td style="text-align: center;">2※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">水不分離性混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	水不分離性混和剤	3	混和剤	3	I - 727
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
水不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
材料の種類	最大値 (%)																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2※																													
水不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																								
<p>6-2-11-3 運搬打設</p> <p>3. 打 設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。<u>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>6-2-11-3 運搬打設</p> <p>3. 打 設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。</p>	I - 728																								
第4章 航路、泊地	第4章 航路、泊地																									
<p>第5節 埋立工</p> <p>6-4-5-6 固化工</p> <p>1. 深層混合処理杭</p> <p>(2) 計量装置</p> <p>① 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量<u>値の許容差</u>内で計量できるものとする。なお、受注者は、<u>各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の軽量値を記録しておかなければならない。</u></p> <p>(3) 材料の計算</p> <p>③ 計量<u>値の許容差</u>は、1回計量分に対し、「表7-1計量<u>値の許容差</u>」の値以下とする。</p> <p>④ 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量<u>値の許容差</u>は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表4-1計量<u>値の許容差</u>」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	<p>第5節 埋立工</p> <p>6-4-5-6 固化工</p> <p>1. 深層混合処理杭</p> <p>(2) 計量装置</p> <p>① 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、<u>施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(3) 材料の計算</p> <p>③ 計量誤差は、1回計量分に対し、「表7-1計量の許容誤差」の値以下とする。</p> <p>④ 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表4-1計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	I - 740																								
<p>表4-1 計量<u>値の許容差</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材料の種類</th> <th style="text-align: center;"><u>最大値</u> (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">セメント</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">骨材</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和材</td><td style="text-align: center;">2※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	<u>最大値</u> (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>表4-1 計量の許容誤差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材料の種類</th> <th style="text-align: center;">許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">セメント</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">骨材</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和材</td><td style="text-align: center;">2※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	I - 741
材料の種類	<u>最大値</u> (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									
材料の種類	許容誤差 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2※																									
混和剤	3																									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
第5章 防波堤・防砂堤・導流堤	第5章 防波堤・防砂堤・導流堤	
第4節 基礎工 6-5-4-4 基礎捨石工 <u>2. 瀬取り</u> <u>受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。</u>	第4節 基礎工 6-5-4-4 基礎捨石工	I - 753
第8編 公園緑地編 第3章 施設整備	第8編 公園緑地編 第3章 施設整備	
第2節 適用すべき諸基準 8-3-2-1 適用すべき諸基準 (25) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (平成31年)	第2節 適用すべき諸基準 8-3-2-1 適用すべき諸基準 (25) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (平成28年)	I - 951

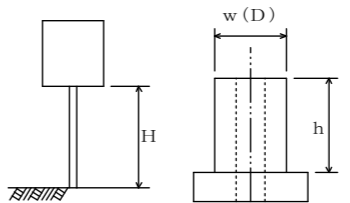
北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)
<p>II 土木工事施工管理基準</p>		
<p>1 施工管理一般</p>	<p>1 施工管理一般</p>	
<p>1-6 管理項目及び方法</p> <p>2. 出来形管理</p> <p><u>(5) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>1-6 管理項目及び方法</p> <p>2. 出来形管理</p>	<p>II - 5</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 平成 30年 10月 版	第1編 共通編 3章 一般施工 3節 共通的工種 縁石工（Ⅱ-20）								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
	1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切土法	$l < 5\text{ m}$	-200
							長	$l \geq 5\text{ m}$	法長の-4%
							盛土法	$l < 5\text{ m}$	-100
長							$l \geq 5\text{ m}$	法長の-2%	
						延 長 L	-200		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法	$l < 5\text{ m}$	-200	
						長	$l \geq 5\text{ m}$	法長の-4%	
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10	
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20	
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						延 長 L	-200		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	設置高さ H	設計値以上		
						基 礎	幅 w (D)	-30	
							高 さ h	-30	
							根 入 れ 長	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1施工箇所毎		
施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1施工箇所毎		
1ヶ所/1施工箇所		
1ヶ所/1基		
基礎1基毎		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切土法長 l	$l < 5\text{ m}$ -200 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-4%	
						盛土法長 l	$l < 5\text{ m}$ -100 $l \geq 5\text{ m}$ 法長の-2%	
						延 長 L	-200	
						1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種
					厚さ t	$t < 5\text{ cm}$ -10 $t \geq 5\text{ cm}$ -20 但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		
					延 長 L	-200		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1 施工箇所毎		
施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎		
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1基		
基礎1基毎		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 34）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共 通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (<u>下層路盤工</u>) (<u>面管理の場合</u>)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>
<p>1. <u>3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</u></p> <p>2. <u>個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</u></p> <p>3. <u>計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</u></p> <p>4. <u>厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</u></p> <p>5. <u>厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</u></p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 34）

(旧) 平成30年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5
						幅	-50	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。	
<p>1. <u>3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</u></p> <p>2. <u>個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</u></p> <p>3. <u>計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</u></p> <p>4. <u>厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</u></p> <p>5. <u>厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</u></p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 35）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 アスファルト舗装工（Ⅱ - 35）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2
						幅	-25	-
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2
						幅	-25	-
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下
1 共 通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 35）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 36）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	- 8
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	-
1 共通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 36）

(旧) 平成30年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。
<u>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</u> <u>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</u> <u>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</u> <u>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</u> <u>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</u>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 37）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	—
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3 mm以下
						目地段差	± 2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 側線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	-
						平 坦 性	-	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						目地段差	±2	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5
						平 坦 性	-	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 側線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 37）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 38）

(旧) 平成30年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

（新）令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	-
1 共通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ - 38）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 3章 一般施工 6節 一般舗装工 コンクリート舗装工（Ⅱ-38）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
						幅	-35	—
						平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより(σ)2.4mm以下
						目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等からの下がり等）によること出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

（新）令和元年10月版

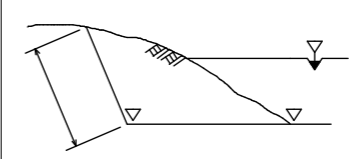
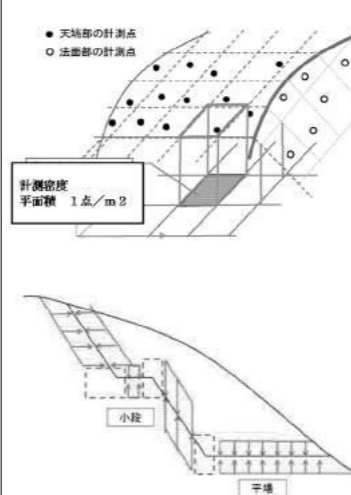
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
						幅	-35	—
						平 坦 性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下
					目地段差	±2		
1 共 通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下
						目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧)	第1編 共通編 4章 土工 3節 河川・海岸・砂防土工 掘削工（Ⅱ - 45）																			
	1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工（切土工）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> <tr> <td colspan="2">基準高▽</td> <td>±50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法長ℓ</td> <td>ℓ < 5 m</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td>ℓ ≥ 5 m</td> <td>法長-4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長</td> <td>設計値以上</td> </tr> </table>	測定項目		規格値	基準高▽		±50	法長ℓ	ℓ < 5 m	-200	ℓ ≥ 5 m	法長-4%	延長	
測定項目		規格値																		
基準高▽		±50																		
法長ℓ	ℓ < 5 m	-200																		
	ℓ ≥ 5 m	法長-4%																		
延長		設計値以上																		
平成 30年 10月 版	1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>平均値</th> <th>個々の計測値</th> </tr> <tr> <td>平場</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または 標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table>	測定項目		平均値	個々の計測値	平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	
測定項目		平均値	個々の計測値																	
平場	標高較差	±50	±150																	
法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160																	

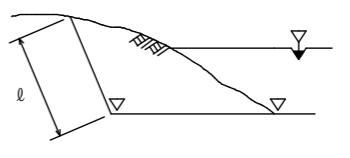
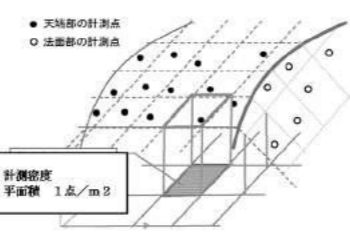
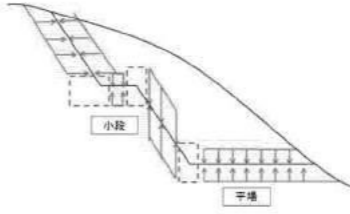
測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理において「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値											
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50											
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200										
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%										
						延 長	設計値以上											
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>測 定 項 目</th> <th>規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平場</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>法面 (小段 含む)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>水平または 標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	測 定 項 目	規 格 値	平場	<table border="1"> <tr> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> </table>	標高較差	±50	±150	法面 (小段 含む)	<table border="1"> <tr> <td>水平または 標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table>	水平または 標高較差	±70	±160
測 定 項 目	規 格 値																	
平場	<table border="1"> <tr> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> </table>	標高較差	±50	±150														
標高較差	±50	±150																
法面 (小段 含む)	<table border="1"> <tr> <td>水平または 標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table>	水平または 標高較差	±70	±160														
水平または 標高較差	±70	±160																

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 	

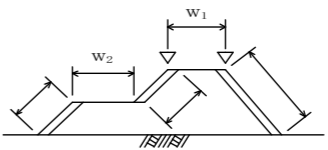
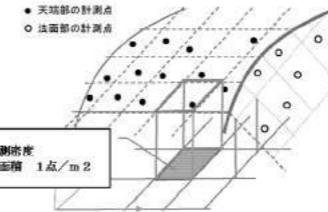
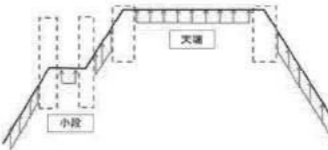
北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

第1編 共通編 4章 土工 3節 河川・海岸・砂防土工 盛土工（Ⅱ - 46）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50		
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100	
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 2%	
						幅 w ₁ , w ₂	-100		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
						天端	標高較差	-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものを。									

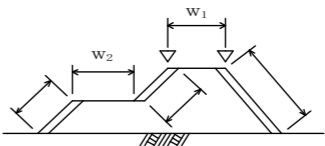
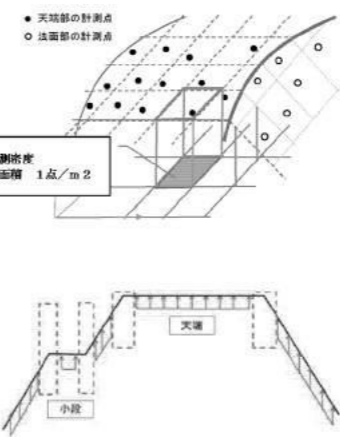
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

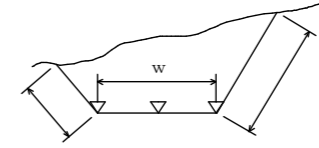
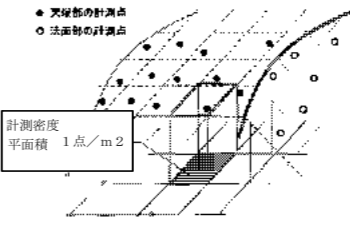
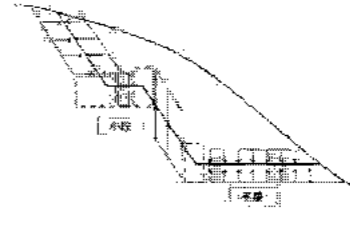
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50			
						法長 l	$l < 5\text{ m}$	-100		
							$l \geq 5\text{ m}$	法長-2%		
						幅 w_1, w_2		-100		
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	平均値	個々の計測値
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170	
						法面 4割 \geq 勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170	
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものを。				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 50\text{mm}$が含まれている。</p> <p>3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に$\pm 5\text{cm}$以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編		4章 土工		4節 道路土工		掘削工（Ⅱ - 49）			
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工（切土工）	測定項目		規格値	
						基準高 ▽		±50	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	測定項目		平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 （小段 含む）	水平または 標高較差	±50	±160

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測定間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。		
1. 3次元データによる出来形管理において「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	

(旧) 平成 30 年 10 月 版

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

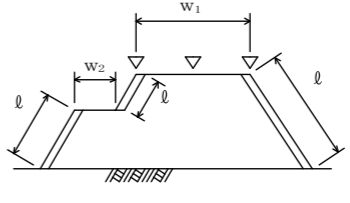
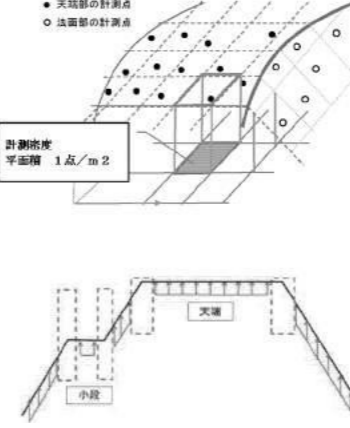
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工（切土工）	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%	
幅 w	-100								
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 （小段 含む）	水平または 標高較差	±50	±160
						法面 （軟岩1） （小段含 む）	水平または 標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測定間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>ℓ 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第1編 共通編 4章 土工 4節 道路土工 掘削工（Ⅱ-50）									
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	測定項目	規格値		
					基準高▽	±50			
					法長 l	$l < 5\text{m}$	-100		
						$l \geq 5\text{m}$	法長-2%		
					幅 w_1, w_2	-100			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	個々の計測値
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190	
							平均値	個々の計測値	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

(旧) 平成30年10月版

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 l	$l < 5\text{ m}$	-100	
							$l \geq 5\text{ m}$	法長-2%	
						幅	w_1, w_2	-100	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段 含む)	標高較差	±80	±190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 	

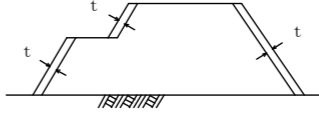
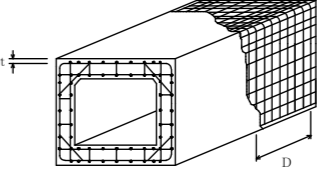
北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

第1編 共通編 5章 無筋鉄筋コンクリート 5節 鉄筋 鉄筋の組立 (II - 51)

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層		
1 共 通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3 鉄 筋 の 組 立		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値±φ
						かぶり t	設計値±φ かつ 最縁端鉄筋の かぶりが最小 かぶり以上


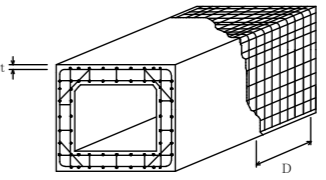
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用		
1-3-6-5-1 アスファルト舗装工 (下層路盤工) に準ずる。		
$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書 (設計編: 標準7編2章2.1) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書 (IIIコンクリート橋編6.6) による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁 (PC橋含む) の鉄筋については、5-4-6-2 床版工を適用する。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層		
1 共 通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3 鉄 筋 の 組 立		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値±φ
						かぶり t	設計値±φ かつ 最縁端鉄筋の かぶりが最小 かぶり以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用		
1-3-6-5-1 アスファルト舗装工（下層路盤工）に準ずる。		
$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の長さ n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、5-4-6-2 床版工を適用する。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 8節 附帯道路工 側溝工（Ⅱ - 56）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30		
						延長 L	-200		
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	8		集水樹工	基準高 ▽	±30		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20		
						※幅 w_1, w_2	-30		
						※高さ h_1, h_2	-30		
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高 ▽	電気船	200ps	-800~+200
								500ps	-1000~+200
								1000ps	-1200~+200
							ディーゼル船	250ps	-800~+200
								420ps	-1000~+200
								600ps	-1000~+200
							1350ps	-1200~+200	
							幅	-200	
	延長	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	
						延長 L	-200	
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	8		集水樹工	基準高▽	±30	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 w_1, w_2	-30	
						※高さ h_1, h_2	-30	
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高▽	電気船 200ps	-800~+200
							500ps	-1000~+200
							1000ps	-1200~+200
							ディーゼル船 250ps	-800~+200
							420ps	-1000~+200
							600ps	-1000~+200
						1350ps	-1200~+200	
						幅	-200	
延長	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		

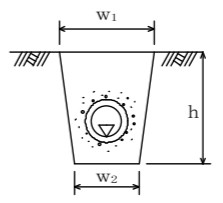
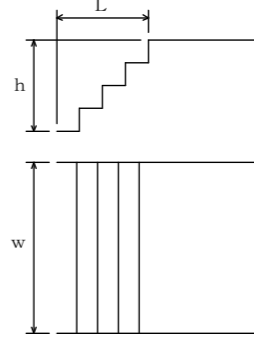
北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 5節 水路工 暗渠工（Ⅱ - 59）

(旧) 平成30年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 水路工	9		暗渠工	基 準 高 ∇	±30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	6 付 属 物 設 置 工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	±0段
2 河川 編	4 水門	3 水門工	3		水門	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	±30
						延 長 L	-50
2 河川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 開門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	±30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	±30
						延 長 L	-50

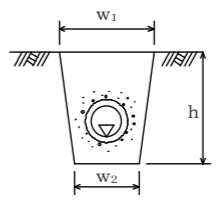
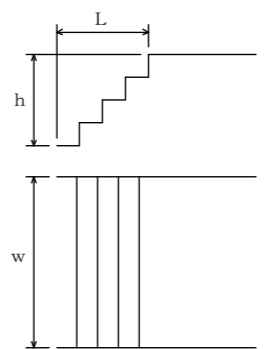
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
1ヶ所／1施工箇所		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

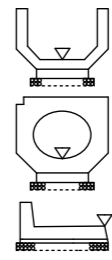
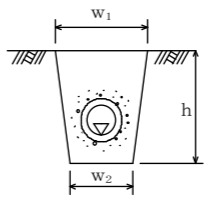
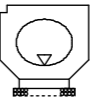
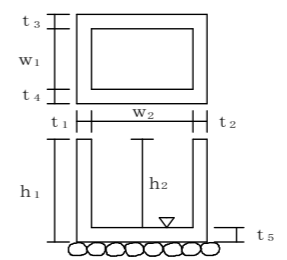
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	3 樋門・樋管	5 水路工	9		暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
2 河川 編	3 樋門・樋管	6 付属物設置工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	± 0 段
2 河川 編	4 水門	3 水門工	3		水門	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
2 河川 編	5 堰	4 可動堰本体工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所 / 1 施工箇所		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 平成 30年 10月 版	第5編 道路編 1章 道路改良 7節 排水工 側溝工・地下排水工（Ⅱ-91）							
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
	5	1	7	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリーム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基 準 高 ∇	± 30
							延 長 L	-200
	5	1	7	3		地下排水工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30
					幅 w_1, w_2		-50	
					深 さ h		-30	
					延 長 L		-200	
5	1	7	4		縦断管渠工	基 準 高 ∇	± 30	
						延 長 L	-200	
5	1	7	5		柵・マンホール工	基 準 高 ∇	± 30	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 w_1, w_2	-30	
						※高さ h_1, h_2	-30	

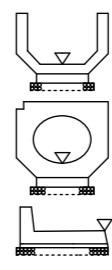
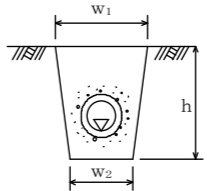
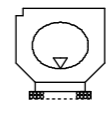
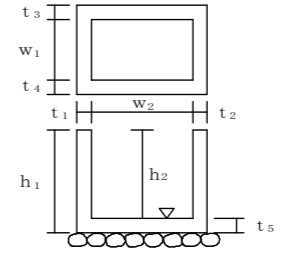
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリーム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高 ∇	± 30
						延長 L	-200
5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延長 L	-200
5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	4		縦断管渠工	基準高 ∇	± 30
						延長 L	-200
5 道路 編	1 道路 改良	7 排水 工	5		柵・マンホール工	基準高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

第5編 道路編 2章 舗装 6節 排水工 排水性舗装用路肩排水工（Ⅱ-96）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	2	5	5		ブロック舗装工		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工		
5	2	5	7		排水性舗装工		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工		
5	2	6	2		樹・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)	基準高 ∇	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	±30
						延 長 L	-200

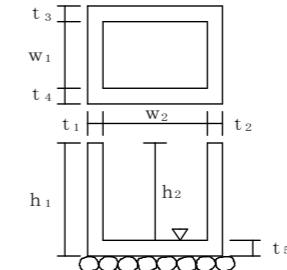
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1箇所/施工延長 40m ※は現場打部分のある場合		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1ヶ所/1 施工箇所		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	2	5	5		ブロック舗装工		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工		
5	2	5	7		排水性舗装工		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工		
5	2	6	2		柵・マンホール工 (街渠柵工) (マンホール工)	基準高 ∇	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	±30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1箇所/施工延長40m ※は現場打部分のある場合		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(旧) 平成 30 年 10 月 版

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 8節 橋梁付属物工 伸縮装置工 (II - 115)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	
						表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3
							車線方向各点 誤差の相対差	3
						表 面 の 凹 凸	3	
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 w_1	± 2	
						歯咬み合い部の 横方向間隔 w_2	± 5	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>車道端部及び中央部付近の3点を測定。</p> <p>表面凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		
<p>高さについては車道端部、中央部において方向に各3点計9点</p> <p>表面凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p> <p>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。</p>		
<p>車道端部及び中央部付近の3点を測定。</p> <p>表面凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3
						表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	
						据付け高さ	±3
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3
						表面の凹凸	3
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 w_1	±2
						歯咬み合い部の 横方向間隔 w_2	±5
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2						
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>高さについては車道端部及び中央部付近の3点</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		
<p>高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p> <p>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。</p>		
<p>高さについては車道端部及び中央部付近の3点</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		

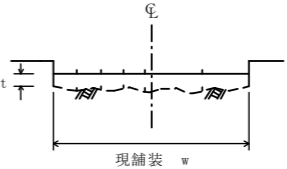
北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

第5編 道路編 13章 道路修繕 4節 舗装修繕工 オーバーレイ工（Ⅱ - 135）

(旧) 平成 30 年 10 月 版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)		個々の 測定値 (X)	平均の 測定値 (X ₁₀)
						厚さ t (切削)	- 7	- 2
						厚さ t (オーバーレイ)	- 9	
						幅 w	- 25	
						延長 L	- 100	
						平坦性	3mプロファイルメ ーター(σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、幅は 80m (測点間隔 25m の場合は 100m) につき 1ヶ所。</p> <p>厚さは 40m 毎に現舗装高さ又は切削後の高さとオーバーレイ後の基準高との差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>施工延長 40m 未満 (測点間隔 25m の場合は 50m 未満) の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新) 令和元年10月版

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
5 道路 編	13 道路 修繕 工	4 舗 装 修 繕 工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	平均の 測定値 (X ₁₀)	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9		
						幅 w	-25		
						延長 L	-100		
						平坦性	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
5	13	4	5	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	
						平坦性	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、幅は80m(測点間隔25mの場合は100m)につき1ヶ所。</p> <p>厚さは40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>施工延長40m未満(測点間隔25mの場合は50m未満)の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>		<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版						(旧) 平成30年10月版						頁						
Ⅱ 土木工事施工管理基準					3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)						(H30.10版の頁数)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料		コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6205(防せい剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6205(防せい剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)	1回/月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○	Ⅱ-149

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

4 出来形管理基準（漁港編）

(旧) 平成 30年 10月 版	(Ⅱ - 266)	<p>14 付属工</p> <p>14-4 防食工</p>					

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度
1) 電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数
	電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎

測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
	確認結果を提出		
1mV	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準 -770mV、海水塩化銀基準-780mV、又は、飽和硫酸銅電極基準-850mV	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

5 品質管理基準 (漁港)

(II - 285)

(旧)
平成
30年
10月
版

3 鋼材等

区 分	管理項目	管 理 内 容	管 理 方 法
9) 電気防食 陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合 していること	製造工場の試験成績表によ り確認
	形状寸法	承諾図等の形状寸法 に適合していること	製造工場の試験成績表によ り確認
	質量	承諾した品質に適合 していること	製造工場の試験成績表によ り確認 計量器により測定
	陽極板の電 流効率等 (陽極電位、 発生電流)	設計図書の数値に適合 していること	製造工場の試験成績表によ り確認

品 質 規 格	測 定 頻 度	結果の整理方法	備 考
工事監督員が承諾し た図面	搬入前	試験成績表を提出	
工事監督員が承諾し た図面 各陽極の形状寸法の 許容範囲は±5%以内 とする	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
各陽極の質量の許容 範囲は±2%以内とし 取付総質量は陽極1 個の標準質量の和を 下回ってはならない。 ただし、陽極1個の標 準質量が30kg未満の 陽極質量の許容範囲 は±4%の範囲とする	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
90%以上	搬入前	試験成績表を提出	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

5 品質管理基準 (漁港)

(新)
令和元年
10月版

3 鋼材等

区分	管理項目	管理内容	管理方法
9) 電気防食 陽極	陽極の種類 化学成分	承諾した品質に適合していること	製造工場の試験成績表により確認
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること	製造工場の試験成績表により確認
	質量	承諾した品質に適合していること	製造工場の試験成績表により確認 計量器により測定
	陽極性能 _____ _____ _____	設計図書の値に適合していること	_____

品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
工事監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表を提出	
工事監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし 取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
<u>陽極電位 (閉路電位) -1,050mV (vs 飽和甘こう電極(SCE))、発生電気量 2,600A・h/kg 以上</u>	搬入前	試験成績表を提出	

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和元年10月版	(旧) 平成30年10月版	頁 (H30.10版の頁数)																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> Ⅲ 付 表 </div>																																					
2. 河川工事等に伴う工事標識の設置基準	2. 河川工事等に伴う工事標識の設置基準																																				
<p style="color: red; margin: 0;">2-2 河川工事等の工事看板の記載例</p> <p style="color: red; margin: 0;">1. 河川工事等の工事看板への記載にあたっては、周辺住民等に対して工事に関する情報をわかりやすく発信することとする。記載例は下記を参考とする。</p> <div style="margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; color: red;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">基本例</td> <td>〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; color: red;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な工種等</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>築堤</td><td>洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています</td></tr> <tr><td>河道掘削</td><td>洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています</td></tr> <tr><td>護岸</td><td>〇〇を守るため、護岸を整備しています</td></tr> <tr><td>堤防除草</td><td>堤防を点検するため、草を刈っています</td></tr> <tr><td>河川樹木伐採</td><td>洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています</td></tr> <tr><td>法面補修</td><td>堤防強化のため、のり面を補修しています</td></tr> <tr><td>環境整備</td><td>安全に利用できるよう、〇〇を整備しています</td></tr> <tr><td>災害復旧</td><td>壊れた護岸を直しています</td></tr> <tr><td></td><td>堤防を強くするため、〇〇を整備しています</td></tr> <tr><td>離岸堤人工リーフ</td><td>高波から海岸を守る施設を整備しています</td></tr> <tr><td>砂防堰堤</td><td>土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています</td></tr> <tr><td>地すべり対策(排水ボーリング工)</td><td>地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています</td></tr> </tbody> </table> </div> <p style="color: red; margin: 10px 0;">※上表を参考に、工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫することとする。</p> <div style="margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; color: red;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象工事</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく工事</td> <td> <small style="display: block; text-align: center;">きょうじんか</small> 国土強靱化対策工事 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています		〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています		〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています	主な工種等	記載例	築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています	河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています	護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています	堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています	河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています	法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています	環境整備	安全に利用できるよう、〇〇を整備しています	災害復旧	壊れた護岸を直しています		堤防を強くするため、〇〇を整備しています	離岸堤人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています	砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています	地すべり対策(排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています	対象工事	記載内容	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく工事	<small style="display: block; text-align: center;">きょうじんか</small> 国土強靱化対策工事	Ⅲ-8
基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています																																				
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています																																				
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています																																				
主な工種等	記載例																																				
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています																																				
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています																																				
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています																																				
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています																																				
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています																																				
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています																																				
環境整備	安全に利用できるよう、〇〇を整備しています																																				
災害復旧	壊れた護岸を直しています																																				
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています																																				
離岸堤人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています																																				
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています																																				
地すべり対策(排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています																																				
対象工事	記載内容																																				
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく工事	<small style="display: block; text-align: center;">きょうじんか</small> 国土強靱化対策工事																																				